お　知　ら　せ

令和８年 11 月５日
愛媛県県立学校振興計画
後期計画地域協議会
（高校教育課）

第３回愛媛県県立学校振興計画後期計画地域協議会の開催について

標記協議会を、次のとおり開催（部分公開）します。

１　開催地区・日時等

開催地区	開催日時	会場	傍聴定員 （傍聴申込み期限）
四国中央	令和８年 12 月７日(月) 10：00～12：00	しこちゅ～ホール １階　会議室１ （四国中央市妻鳥町 1830−1）	10 名 （12 月４日 正午）
新居浜	令和８年11月 26 日(木) 14：00～16：00	新居浜市民文化センター 別館４階　大会議室 (新居浜市繁本町８番 65 号)	10 名 （11 月 25 日 正午）
西条	令和８年11月 18 日(水) 14：00～16：00	西条市地域創生センター ３階　大研修室 （西条市ひうち１番地 16）	10 名 （11 月 17 日 正午）
今治・越智	令和８年11月 16 日(月) 10：00～12：00	テクスポート今治 ２階　大会議室 （今治市東門町５－14－３）	10 名 （11 月 13 日 正午）
松山・伊予・ 上浮穴	令和８年11月 19 日(木) 10：00～12：00	にぎたつ会館 ２階　楓の間 (松山市道後姫塚 118-２)	10 名 （11 月 18 日 正午）
大洲・喜多	令和８年12月 16 日(水) 10：00～12：00	大洲市総合福祉センター ４階　多目的ホール (大洲市東大洲 270－１)	10 名 （12 月 15 日 正午）
八西・西予	令和８年11月 24 日(火) 14：00～16：00	南予地方局八幡浜支局 ７階　大会議室 （八幡浜市北浜 1-3-37）	10 名 （11 月 20 日 正午）
宇和島・北宇和・ 南宇和	令和８年12月 24 日(木) 14：00～16：00	南予地方局 ７階　大会議室 （宇和島市天神町７－１）	10 名 （12 月 23 日 正午）

【傍聴時間】
○四国中央、今治・越智、松山・伊予・上浮穴、大洲・喜多
　10 時 00 分～10 時 15 分（予定）
○新居浜、西条、八西・西予、宇和島・北宇和・南宇和
　14 時 00 分～14 時 15 分（予定）

２　議　　題
⑴　第２回愛媛県県立学校振興計画後期計画地域協議会の開催結果　［公開部分］
⑵　県立学校振興計画後期計画案についての意見交換　［非公開部分］

３　傍　　聴

⑴　傍聴の申込方法等

①　傍聴を希望される方は、各開催地区における傍聴申込み期限までに、電話、ＦＡＸ又はメールにより、傍聴を希望する審議会の名称（愛媛県県立学校振興計画後期計画地域協議会〔傍聴を希望する開催地区名〕）並びに氏名、住所及び連絡先の電話、ＦＡＸ番号又はメールアドレスを下記事務局へ連絡してください。（１回の申込につき１名のみ可）

②　傍聴の申込の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

③　傍聴することができる方には、傍聴申込締切日の午後５時までに、事務局から電話、ＦＡＸ又はメールによりその旨を連絡します。

⑵　会議は、開会から議題⑴まで傍聴することができます。（部分公開）

【傍聴時間】

○四国中央、今治・越智、松山・伊予・上浮穴、大洲・喜多
10 時 00 分～10 時 15 分（予定）

○新居浜、西条、八西・西予、宇和島・北宇和・南宇和
14 時 00 分～14 時 15 分（予定）

４　その他

感染症予防のため、体調不良の方は傍聴を御遠慮ください。

〔問合せ先及び傍聴申込み先（事務局）〕
〒790-8570　愛媛県松山市一番町四丁目４番地２
愛媛県教育委員会事務局　指導部
高校教育課　魅力化推進グループ
TEL　089-912-2954　FAX　089-912-2949
MAIL koukoukyouik@pref.ehime.lg.jp

愛媛県県立学校振興計画後期計画地域協議会傍聴要領

愛媛県県立学校振興計画
後期計画地域協議会

1　会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、各地区における会議開催時間までに、会場前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。（受付開始は、会議開催時間の 30 分前からです。）

2　会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

⑴　会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
⑵　会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
⑶　会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
⑷　その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3　会議の秩序の維持

⑴　会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従って下さい。
⑵　会議を傍聴する方が、２の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。